

豊後大野市制度融資『中小企業振興資金』のご案内

当市では、新たに事業を始める方や市内の中小企業者の皆さまの経営の支援と振興を目的として、市内の金融機関・大分県信用保証協会と協調して融資制度を設けております。

この制度は、創業者が必要とする創業資金、中小企業者が経営合理化するために必要な設備資金の融資あっせんを行い、当市が保証料の全額補助を行うものです。

なお、本制度は「あっせん融資」で金融機関からの融資となりますので、取扱金融機関の融資担当者にご相談ください。

【制度概要】

◎資金の種類 創業資金・経営合理化資金

◎資金使途 創業者が必要とする設備資金又は運転資金
中小企業者が必要とする設備資金

◎対象（創業資金については①④、経営合理化資金については②③④のいずれにも該当する方）

- ①市内に住所及び事業所を有していること（融資の申込時において事業を開始していない場合
あつては、市内に住所を有するもので、市内において創業する予定のものであること）
- ②引き続き1年以上市内に住所及び事業所を有していること。
- ③引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- ④市税等を完納していること。

◎融資条件

- ・融資限度額：5,000千円
- ・融資期間：10年以内（うち据置期間1年以内）
- ・利率：大分県中小企業振興資金に準ずる
- ・保証料：保証協会が定める率（市が全額補助します）
※保証料上乘せを条件に経営者保証を提供しないことを選択した場合も
保証料は全額補助されます
- ・担保：原則として不要
- ・連帯保証人：個人事業主…原則として不要
法人…代表者

◎実施期間 令和7年3月31日まで

◎申込先 市内金融機関
（大分銀行三重支店、大分県信用組合各支店、豊和銀行三重支店）

◎融資申込に必要な書類

- ①大分県信用保証協会が定める所定の申込書
- ②取扱金融機関が必要と認める書類
- ③保証料補助金交付申請書
- ④市税等を完納している証明書 等



豊後大野
Bungo-Ono
Oita Japan



市公式LINE

<お問い合わせ先>
豊後大野市商工観光課 経済振興係
TEL:0974-22-1127(直通)